添付資料２

公認店・責任技術者の違反点管理について

１．概要

仙台市下水道条例第６条の８第１項の規定に基づく公認店の承認の取消し又は効力の一時停止及び第６条の 14 第１項の規定に基づく責任技術者の登録の抹消又は効力の一時停止の処分，指導等に関する基準として，違反点を管理している。

２．点数管理方法

条例第６条の８第１項各号及び第６条の 14 第１項各号に規定する行為及び事由（以下「不都合行為等」という。）が確認された場合に，公認店・責任技術者がそれぞれ有している所定の持点※1 から当該不都合行為等の内容に応じて定められた減点※2 を行う持点減点法による。

※１：持点は，公認店として承認・責任技術者として登録された時点及び効力停止処分の期間を満了した時点で 300 点とする。

※２：減点をした日から２年を経過する日までの間において当該減点は効力を有する。

３．違反点基準

（１）公認店

No.	不都合行為等の内容	減点数
1	無届工事・確認通知前の着工	100 点
2	変更確認の無届	20 点
3	正当な理由のない工事拒否	40 点
4	現場施工管理の無実施	40 点
5	竣工検査指示事項の無対応	40 点
6	専属責任技術者の職務不履行	40 点
7	責任技術者の竣工検査不立会	10 点
8	工事完了の無届（一部使用開始届あり）	10 点
9	工事完了の無届（一部使用開始届なし）	30 点
10	変更の無届	10 点
11	虚偽の届出	40 点
12	不正な手段での承認・更新	300 点
13	報告請求・立入調査の拒絶	40 点
14	施工に関する著しい不当行為	100 点
15	施工に関する不正行為	40 点
16	重大な法令違反	300 点

（2）責任技術者

No.	不都合行為等の内容	減点数
1	変更の無届	10 点
2	虚偽の届出	40 点
3	不正な手段での登録・更新	300 点
4	無届工事・確認通知前の着工	100 点
5	変更確認の無届	20 点
6	竣工検査不立会	10 点
7	現場施工管理の無実施	40 点
8	職務に関する著しい不当行為	100 点
9	職務に関する不正行為	40 点
10	重大な法令違反	300 点

4．点数管理の例

（公認店の場合）

日付	不都合行為等	減点数	持点	備考
R1.1.1	（承認）	―	300 点	
R3.1.1	不都合行為等①	100 点	200 点	
R4.7.1	不都合行為等②・④	60 点	140 点	2 以上の不都合行為は合算減点
R5.1.1	―	―	240 点	2 年経過による減点の効力失効
R6.1.1	（更新）	―	240 点	更新時は持点を引継ぎ
R6.7.1	―	―	300 点	2 年経過による減点の効力失効
R7.1.1	不都合行為等⑯	300 点	0 点	6 月間の効力停止処分
R7.7.1	―	―	300 点	効力停止処分期間満了